

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター
岐阜県モノづくり企業新分野展開支援事業費助成金交付要綱

(総則)

第1条 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター(以下「センター」という。)は、県内に本社又は事業所を有し、かつ主たる事業として製造業を営む中小企業者が、今般の新型コロナウイルス感染症による経営上の困難を乗り越え多角化による安定経営を目指すため、自社の技術等を活かし新分野へ進出する取組みに要する経費に対し、予算の範囲内で岐阜県モノづくり企業新分野展開支援事業費助成金(以下「助成金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 この要綱において、助成金の対象者は次の各号に掲げるいずれかの者とする。

- 一 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる者のうち、県内に本社又は事業所を有するもの(発行済株式の総数又は出資金額の総数の2分の1以上を同一の大企業が有している者、発行済株式の総数又は出資金額の総数の3分の2以上を大企業が所有している者及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1を占めている者を除く。)
- 二 その他センター理事長(以下「理事長」という。)が適当と認める者

(欠格事由)

第3条 次に掲げる者は、助成対象者となることができない。

- 一 国税、県税及び市町村税を完納していない者
- 二 申請事業について、当該年度内に同一内容で国・岐阜県及びこれに類する機関から補助金・助成金を受けた者
- 三 反社会的勢力に該当する者(別記)

(助成対象事業等)

第4条 助成対象事業、助成対象者、助成対象経費、助成率及び助成限度額は、別表1及び別表2のとおりとするほか、理事長が適当と認めるものとする。

- 2 助成対象経費は、助成事業の実施期間内に発生し、支出された経費とする。
- 3 国、県又はそれぞれの外郭団体からの助成金等の助成対象事業については、本助成金の対象としない。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金を受けようとする助成対象者は、理事長が別に定める期限までに、助成金交付申請書(様式1)を提出しなければならない。

- 2 助成対象者は、助成金交付の申請に当たっては、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭

和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入れ控除額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(助成対象期間)

第6条 助成金対象経費の算出期間は、次条但し書きによるものを除き、原則として交付決定日から助成事業の完了(助成事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)の日又は当該年度の2月26日のいずれか早い日までとする。

(事業の着手時期)

第7条 事業の着手時期は、原則として交付決定のあった日以降でなければならない。但し、事業の性格上又はやむを得ない理由があると理事長が特に認めた場合はこの限りではない。

2 前項の但し書きにより助成金の交付を受けようとする場合は、第5条第1項の規定により提出する交付申請書に、事前着手理由書(様式2)を添付するものとする。

(助成金交付申請の審査)

第8条 理事長が必要と認めるときは、助成金の申請の採択の適否について審査させるため、審査委員会を設置することができる。

2 前項の規定により審査委員会を設置した場合において、理事長は、第5条の規定により助成金の申請書の提出があったときは、必要に応じ専門家及び関係機関の意見を聴取し、審査委員会の審査に付するものとする。

(助成金の交付決定)

第9条 理事長は、第5条の規定により助成金の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、又は前条第2項の規定による審査委員会の審査の結果を参考にし、助成金の交付の決定をするものとする。

2 理事長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項に修正を加えて助成金の交付の決定をすることができる。

3 助成額として算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付の条件)

第10条 理事長は、助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項に条件を付けるものとする。

一 助成事業に要する経費の配分の変更(理事長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、理事長の承認を受けるべきこと。

二 助成事業の内容の変更(理事長の定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、理事

長の承認を受けるべきこと。

三 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、理事長の承認を受けるべきこと。

四 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けるべきこと。

五 その他理事長が必要と認める事項

(決定の通知)

第11条 理事長は、助成金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付けた場合にはその条件を助成金の交付の申請をした者に通知（様式3）するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付けられた条件に不服があるときは、通知を受けた日から10日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(内容又は経費の配分の変更)

第13条 助成事業者は、助成事業の内容又は経費の配分を変更するときは、変更承認申請書（様式4）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。但し、別に定める軽微な変更については、この限りではない。

2 理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定内容を変更し、又は条件を付することができる。

(中止又は廃止)

第14条 助成事業者は、助成事業を中止又は廃止しようとするときは、助成事業の中止（廃止）承認申請書（様式5）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第15条 助成事業者は、理事長から求めのあったときは、助成事業の遂行及び収支の状況について、指定する期日までに助成事業遂行状況報告書（様式6）を提出しなければならない。

(助成事業の遂行等の命令)

第16条 理事長は、助成事業者が提出する報告等により、その者の助成事業が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これに従って当該助成事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該助成事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

3 理事長は、前項の規定により助成事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、助成事業

者が当該助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を、理事長の指定する日までに執らないときは、第22条の規定により当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告書)

第17条 助成事業者は、助成事業が完了したとき（助成事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、助成事業の成果を記載した実績報告書（様式7）に必要な書類を添えて、理事長が別に定める期限までに報告しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、助成事業の完了（助成事業の廃止又は中止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して15日を経過した日又は当該年度の2月26日のいずれか早い日とする。

3 助成事業者は、実績報告を行うに当たって、助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第18条 理事長は、前条の助成事業の完了又は中止若しくは廃止に係る助成事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書（様式8）により当該助成事業者に通知するものとする。

2 収益が生じた場合は、その額を助成対象外経費とする。

(是正のための措置)

第19条 理事長は、助成事業の完了又は廃止に係る助成事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につき、これに適合させるための措置を執るべきことを当該助成事業者に対して命ずることができる。

2 第16条の規定は、前項の規定による命令に従って行う助成事業について準用する。

(助成金の交付)

第20条 理事長は、第18条の規定による助成金の額の確定後において助成金を交付するものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の支払いを受けようとするときは、第18条の規定の確定通知を受領後、すみやかに助成金精算払請求書（様式9）を理事長に提出しなければならない。

(実績報告後の消費税等の取扱い)

第21条 助成事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税等仕入税控除額が明らかになったときは、仕入控除税額の確定に伴う報告書（様式10）によ

り速やかに理事長に報告しなければならない。

(交付決定の取消し)

第22条 理事長は、助成事業者が次の各号に該当する場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 法令、本要綱の規定に違反した場合
- 二 助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
- 三 助成事業に関して不正、怠慢その他不適格な行為をした場合
- 四 助成金の交付決定後生じた変更により助成事業を遂行することができない場合

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(助成事業の経理等)

第23条 助成事業者は、助成事業の経理については、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 助成事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を助成事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存し、理事長から求めがあったときは、閲覧に供しなければならない。

(助成金の返還)

第24条 理事長は、第22条の規定による助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(実施結果の状況報告等)

第25条 助成事業者は、助成事業の完了の日の属する年度の翌年度以後1年間の新分野展開に係る状況等について、翌々年度の4月20日までに当該助成事業に係る過去1年間の新分野展開に係る状況等について、事業実施状況等報告書(様式11)により理事長に報告しなければならない。

(成果の発表等)

第26条 理事長は、助成事業で実施した事業の成果について必要があると認めるときは、助成事業者に発表させることができる。

2 理事長は、助成事業の内容について、助成事業者名、助成金額、成果等をセンターのホームページ等で公表することができる。

(検査等)

第27条 理事長は、助成事業者に対し助成事業に関して必要な指示をし、報告を求め又は当該担当職員に事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(暴力団の排除等)

第28条 第5条の規定による申請があった場合において、申請者が第3条各号に該当するときは、理事長はその者に対して助成金を交付しないものとする。

2 理事長は、第9条の規定による交付決定をした後において、助成事業者が第3条各号に該当することが明らかになったときは、第22条の規定により助成金の交付の決定を取り消すものとする。

3 理事長は、前項の場合において、既に助成金が交付されているときは、第24条の規定により助成事業者に対し、助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第29条 この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付に関し、必要な事項は、別に理事長が定める。

< 附 則 >

この要綱は、令和2年度分の予算に係る助成金から適用する。

別表 1

事業名	岐阜県モノづくり企業新分野展開支援事業
助成対象事業	<p>自社の技術等を活かし新分野の展開に必要な専門家指導事業（コンサルティングを含む。）及び国内展示会出展事業（オンライン展示会を含む。）とする。</p> <p>※新分野とは現行分野と日本標準産業分類が細分類コード以上で異なるものとし、新分野展開とは次の（１）～（２）のいずれかを満たすものとする。</p> <p>（１）現在取り組んでいない分野に新たに取り組むもの</p> <p>（２）現在取り組んでいる分野のうち現在主力となりえていない分野（昨年度の売上が全体の 20%未満の分野）を拡充し主力事業とするもの</p> <p>※助成対象事業は、専門家指導事業（コンサルティングを含む。）と国内展示会出展事業（オンライン展示会を含む。）のいずれかもしくは両方に取り組むものとする。</p>
助成事業者 (助成対象者)	県内に本社又は事業所を有し、かつ主たる事業として製造業を営む中小企業者
助成対象経費	別表 2 のとおり
助成率	助成対象経費の 10/10 以内
助成限度額	<p>上限：専門家指導事業（コンサルティングを含む。） 1,000 千円</p> <p>国内展示会出展事業（オンライン展示会を含む。） 600 千円</p> <p>下限：なし</p>

(注) 助成対象経費は、交付決定日以降で助成対象期間内に発生した上表に掲げる経費とする。但し「事前着手理由書」の提出があり、理事長が「事業の性格上又はやむを得ない理由がある」と判断した場合はこの限りではない。

別表 2

助成対象事業	助成対象経費	
	経費区分	内 容
① 専門家指導事業 (コンサルティングを含む。)	専門家謝金	専門家への謝金
	専門家旅費	専門家への旅費、宿泊費
	委 託 費	外部専門家等へ委託する経費 ※設備や機器、備品等の購入を除く。
	そ の 他	理事長が特別に必要と認める経費
② 国内展示会出展事業 (オンライン展示会を含む。)	出 展 料	展示会の小間料、オンライン展示会出展料
	小間工事代	展示に係る電源等の工事代
	装 飾 代	小間の装飾代
	レンタル料	開催期間中に会場にて使用する備品等 ※備品の購入を除く。リース・レンタル料のみ
	保 険 料	展示物の輸送に係る保険料
	輸 送 料	展示物の輸送料
	通 訳 料	展示会での通訳料
	翻 訳 料	チラシ・ポスター等の翻訳料
	印刷製本費	チラシ・ポスター等の印刷費
	委 託 費	出展事業の一部を委託する経費 ※設備や機器、備品等の購入を除く。
	そ の 他	理事長が特別に必要と認める経費

別記

反社会的勢力に該当する者

- (1)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2)暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3)暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4)暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5)総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6)社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7)特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8)前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

様式一覧

様式 1 助成金交付申請書

－ 2 助成事業計画書

様式 2 事前着手理由書

様式 3 交付決定通知書

様式 4 変更承認申請書

－ 2 経費の配分の変更

様式 5 中止（廃止）承認申請書

様式 6 助成事業遂行状況報告書

様式 7 実績報告書

別紙 1 事業実績報告書

別紙 2 支出内訳書

別紙 3 収益納付に係る報告書

様式 8 助成金額確定通知書

様式 9 助成金精算払請求書

様式 10 仕入控除税額の確定に伴う報告書

様式 11 事業実施状況等報告書

別掲 反社会的勢力排除に関する誓約事項